

沖縄県地域公共交通（陸上交通）確保維持改善事業費補助金交付要綱

（平成24年3月30日制定）

（平成25年3月29日改正）

（平成27年9月14日改正）

（令和3年1月21日改正）

（令和3年3月30日改正）

（令和4年1月24日改正）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 知事は、陸上交通に係る地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的として、乗合バス事業者に地域間幹線系統確保維持費補助金及び車両減価償却費等補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、県、市町村、沖縄総合事務局、交通事業者等からなる協議会（以下「協議会」という。）が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。
- (2) 前号の協議会とは、沖縄県生活交通確保維持協議会をいう。
- (3) 「地域間幹線系統確保維持計画」とは、地域間幹線バス系統のうち、一定の要件を満たし、赤字が見込まれる系統であって、生活交通確保維持改善計画に位置づけられたものの確保・維持・改善のための取組についての計画をいう。
- (4) 「生活交通路線」とは、生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画を含む。）に記載され、かつ、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。
 - (イ) 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件成否の決定は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。
 - (ロ) 1日当たりの輸送量が15～150人のもの。
 - (ハ) 1日当たりの運行回数が3回以上のもの。ただし、協議会が認めた場合は、平日1日当たりの運行回数が3回以上のものとする。
 - (ニ) 那覇市、平良市、石垣市、名護市、沖縄市への需要に対応して設定されるもの又は、それ以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められるものとして、知事が指定し、国土交通大臣の承認を受けたものへの需要に対応して設定されるもの。
- (5) 「乗合バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (6) 「補助対象期間」とは、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間をいう。
- (7) 「輸送量」とは、次式によって算出された数値をいう。
$$\text{平均乗車密度} \times \text{運行回数}$$
- (8) 「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」とは、補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の実車走行キロで除した1キロメートル当たりの経常費用をいう（第3章に係る経常費用を除く。）。
- (9) 「補助対象経常費用」とは、本条(8)の乗合バス事業者キロ当たり経常費用に補助対象運行系統の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。
- (10) 「離島」とは、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島に属する島をいう。

第2章 地域間幹線系統確保維持費補助金

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、乗合バス事業者であって、生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載されている者とする。

(補助対象路線)

第4条 補助対象路線は、生活交通路線であって、補助対象期間に当該生活交通路線の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該生活交通路線の補助対象経常費用に達していないものとする。

(補助対象経費の額)

第5条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。ただし、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

当該生活交通路線の補助対象経常費用と経常収益との差額 ×

$$\left[\frac{\text{当該生活交通路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該生活交通路線の総キロ程}} \right]$$

2 補助対象経費の額は、平均乗車密度が5人未満の生活交通路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

(補助対象経費の限度額)

第6条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の9/20に相当する額を限度とする。ただし、複数年単位で当該生活交通路線を運行する乗合バス事業者を決定している場合における2年目以降の補助対象経費の額については、前年度の補助対象経費の額(前年度が複数年契約における初年度であって当該年度の始期から9月30日までの期間が1年に満たない場合にあっては、当該年度の始期から9月30日までの補助対象経費の額の1年間相当分の額)を限度とするものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、第1号様式による地域間幹線系統確保維持費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに知事に提出するものとする。ただし、本条(1)の書類について、本要綱の他の補助金の交付申請において既に添付している場合は、省略することができる。

- (1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第2項の営業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(第3章に係る経常費用を除く。)
- (2) 第1号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る。)

(補助金の交付額)

第8条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2以内の額とする。

(補助金の交付決定及び額の確定等)

第9条 知事は、第7条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、第2号様式による地域間幹線系統確保維持費補助金の交付決定及び額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨を通知する。

2 補助対象期間の末日(9月30日)までに廃止又は休止された補助対象系統については、補助金の額の全部を減額するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(補助金の経理等)

第10条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 乗合バス事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

第11条 知事は、補助金の交付を受けた乗合バス事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

第3章 車両減価償却費等補助金

(補助対象事業者)

第12条 補助対象事業者は、第3条の基準に適合する補助対象路線の運行を行う乗合バス事業者とする。

(補助対象車両)

第13条 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の対象となる車両は、生活交通確保維持改善計画に取得が必要として掲載された補助対象車両のうち、次の各号の全てに適合する車両(新車に限る。)とする。

- (1) 補助対象期間中に新たに購入等を行うもの。ただし、前年度までに購入等を行い、本章による補助金の交付を受けている車両にあつては、耐用年数省令別表第一に規定する乗合自動車の耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。
- (2) 主として、第2章第3条の補助対象系統の運行の用に供するもの。
- (3) 地上から床面までの地上高が65センチメートル以下、かつ定員11人以上の車両であつて、次のいずれかに該当するもの。
 - (イ) ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
 - (ロ) ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
 - (ハ) 小型車両((イ)及び(ロ)の類型に属さない、長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両)
- (4) ノンステップ型車両にあつては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号)に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。

(補助対象車両費の限度額)

第14条 補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額(車両本体及び生活交通路線の運行に必要な付属品の価格の合計)は、1両につき次の(1)又は(2)のいずれか少ない額を限度とし、補助対象車両費の額は、償却期間5年、償却率は定率法40%(ただし、平成24年3月31日以前に取得された車両については50%)、定額法20%として次式により計算された額及び当該購入に係る金融費用(年2.5%を上限)の合計額とする。ただし、償却期間5年を適用しない事業者については、事業者が任意に設定した償却率をもって算出した額と比して低い方の額とする。

また、特別償却を行う場合にあつては当該償却率を乗じた額を上乗せできるものとする。

なお、リース車両の減価償却費及び金融費用の算出方法についても同様の取扱いとする。

補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額 ×

$$\left[\frac{\text{当該車両の減価償却率} \times \text{補助対象期間中に使用していた月数}}{12 \text{ (月)}} \right]$$

- (1) ワンステップ型車両については、1,330万円、ただし、小型車両は1,230万円、ノンステップ型車両については、1,530万円（それぞれ消費税を除く。）とする。
- (2) 実費購入費（消費税を除く。）から備忘価額として1円を控除した額

（補助金の交付申請）

第15条 補助金の交付を受けようとする者は、第3号様式による車両減価償却費等補助金交付申請書に補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の事業報告書（本章に係る営業費用を除く。）及び補助対象購入車両減価償却費並びに当該購入に係る金融費用の根拠となる書類を添えて補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに知事に提出するものとする。ただし、本条の添付書類について、本要綱の他の補助金の交付申請において既に添付している場合は、省略することができる。

（補助金の交付額）

第16条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る補助対象金融費用の合計額の1/2に相当する額とする。

（補助金の交付決定及び額の確定等）

第17条 知事は、第16条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、第4号様式による補助金の交付決定及び額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨を通知するものとする。

（準用規定）

第18条 第10条及び第11条の規定は、本章の補助について準用する。

（雑則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 沖縄県バス運行対策費補助金交付要綱（平成13年10月1日制定）は廃止する。（経過措置）
- 3 この要綱施行の際、沖縄県バス運行対策費補助金交付要綱の規定に基づく平成22年10月1日から平成23年9月30日までの間の補助金、当該補助金に係る返還命令及び財産の処分の制限については、なお従前の例による。
（令和2年度における特例）
- 4 1日当たりの輸送量が新型コロナウイルス感染症の影響により第2条第1項第4号(ロ)の基準を下回った場合は、令和2年度に限り、同号(ロ)の規定を適用しない。
- 5 令和2年度生活交通確保維持改善計画が認定された時点において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表2「補助対象経費の算出方法」「1.」及び「5.」の適用のない系統は、令和2年度に限り、第5条第2項及び第6条本文の規定を適用しない。
（令和3年度における特例）
- 6 1日当たりの輸送量が新型コロナウイルス感染症の影響により第2条第1項第4号(ロ)の基準を下回った場合は、令和3年度に限り、同号(ロ)の規定を適用しない。
- 7 令和3年度生活交通確保維持改善計画が認定された時点において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表2「補助対象経費の算出方法」「1.」及び「5.」の適用のない系統は、令和3年度に限り、第5条第2項及び第6条本文の規定を適用しない。

附 則

この要綱は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。